

# 顧問契約書

(記帳指導・一般)

XX株式会社(以下甲という)とAIC税理士法人(以下乙という)は、以下の通りの契約を締結する。

## 第1条 (サービスの内容)

### (1) 月次記帳指導業務(AIC株式会社に委託)

- ・乙は甲に対し、総勘定元帳、補助元帳、試算表の作成について指導する。
- ・甲は乙に対して、随時、経理等に関する相談をすることができる。
- ・乙による訪問指導は、毎月1回以内とする。

### (2) 決算・税務業務(税理士有資格者による)

- ・乙は甲に対して決算指導を行う。
- ・乙は法人税申告書、事業税・法人府民税申告書、法人市民税申告書の作成を行う。

## 第2条 (料金)

第1条に掲げるサービスの料金は下記の金額に消費税相当額を加算した金額とする。

- |     |                                      |               |
|-----|--------------------------------------|---------------|
| (1) | 月次記帳指導料                              | 50,000円       |
| (2) | 決算・税務業務料                             | 150,000円      |
|     | (消費税の申告1件につき、50,000円加算する。)           |               |
|     | (事業所が2ヵ所以上にある場合には、追加1事業所につき3万円加算する。) |               |
| (3) | 年末調整手数料(乙が代行する場合)                    |               |
|     | 基本料1万円 プラス作成する源泉徴収票1人につき3千円          |               |
| (4) | 税務調査の立ち会い                            | 半日(3時間以内) 3万円 |
|     | 1日                                   | 5万円           |

- ・上記月次顧問料は、翌月8日に甲の口座より自動引落しする。
- ・決算料は、決算日の翌々月8日に甲の口座より自動引落しする。
- ・上記に定めのない業務については、税理士報酬規程に準拠する。

## 第3条 (契約期間)

この契約は平成18年9月分より開始し平成19年8月分まで有効とする。

但し、契約満了月の末日までに、甲、乙いずれかより解約もしくは条件変更の申し出がなければ、当契約はさらに1年間自動更新し、その次の年も同様とする。

## 第4条 (解約)

以下の場合には、第3条にかかわらず本契約は解約となる。

- ・甲、乙いずれかが解約する月の前月10日までに解約の旨を伝えたとき。
- ・甲、乙いずれかがこの契約に違反したとき。

この契約の成立を証するため、正本2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年9月1日

(甲) 〒xxx-xxxx  
大阪市中央区x町1-2-3  
A株式会社  
代表取締役 山田 太郎

印

(乙) 〒530-0012 大阪市北区芝田2丁目2番17号 和光ビル4F  
AIC税理士法人  
代表社員 金崎定男  
代表社員 澤井宏貴

印